

令和元年12月26日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する指示について

- 消費者庁は、通信販売業者である株式会社アクア（本店所在地：東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、令和元年12月25日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
- ① 電子契約の申込みを受ける場合において、当該電子契約の申込みとなる電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように、直ちに「みのりの酵素」と称するダイエットサプリメントに係る表示を是正すること。
 - ② 今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、当該検証結果を踏まえて違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該検証結果、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について報告すること。

1 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社アクア（法人番号：8011001123145）
- (2) 本店所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目1番6号
- (3) 代表者：代表取締役 平原 敬教（ひらはら よしなり）
- (4) 設立：平成30年7月3日
- (5) 資本金：300万円
- (6) 取引類型：通信販売
- (7) 取扱商品：健康食品（ダイエットサプリメント）等

2 特定商取引法に違反する行為

顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第16条第1項第1号）

3 同社に対する指示の詳細は別紙のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

株式会社アクアに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社アクア（以下「同社」という。）は、「みのりのみオンラインショップ」と称するウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「みのりの酵素」と称するダイエットサプリメント（以下「本件商品」という。）の売買契約の申込みを受けて本件商品の販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

同社に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示した。

- (1) 同社が特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第1項第1号に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）の申込みを受ける場合において、当該電子契約の申込みとなる電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように、直ちに本件商品に係る表示を是正すること。
- (2) 同社は、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第1号の規定に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為をしている。かかる行為は、同法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該検証結果を踏まえて違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該検証結果、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、令和2年2月14日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告するとともに、令和元年12月25日以降通信販売を継続するときは、同社の行う通信販売に係る表示について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が害されるおそれがある」と認定した。

- 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第1号）

同社は、遅くとも令和元年10月28日以降、別添資料のとおり、本件サイトにおいて、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）の申込みとなる電子計算機の実行を行う当該申込みの最終段階の画面上において、本件定期購入契約の申込みを完了させるためにクリック又はタップの操作をさせるボタンに「ご注文完了ページへ」と表示し、もって当該操作が本件定期購入契約の申込みとなることを顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していない。

下記ご注文内容で送信してもよろしいでしょうか？
よろしければ、一番下の「ご注文完了ページへ」ボタンをクリックしてください。

ご注文内容

商品写真	商品名	単価	数量	金額
	みのりの酵素2袋特別モニターコース ※	1,058円	1	1,058円
送料				0円
手数料				0円
初回お支払い金額（税込）				1,058円
10%対象	0円	8%対象	1,058円	

「※」は軽減税率対象品目

※「特別モニターコース」は毎月自動的に商品をお届けし、初回のお届け時のみ格安でお求めになれるコースです。
 ※特別モニターコースは初回お支払額：980円、2回目以降：7,840円となっており、5回目お支払い時総支払額は32,340円となります。
 ※お支払額表示は全て税抜きです。
 ※天災等により交通機関の乱れが生じ、予定の日にお届けができない場合がございます。
 ・休止・解約をご希望の際は必ず5回目以降の商品をお受け取りいただいたのち、次回到着予定日の7日前までにご連絡ください。
 ・休止・解約のご連絡をいただかない限り毎月自動的に商品をお届けいたします。
 ・お客様都合での返品は、一切承ることができません。
 ・継続回数が5回未満でのお客様都合の解約、キャンセルは受け付けておりません。やむを得ない事由により、5回未満で途中解約される場合には、本来の提供価格との差額をご請求させていただきます。

お届け先

お名前	
お名前(フリガナ)	
ご性別	
生年月日	
郵便番号	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

配送方法・お支払方法

配送方法	
お支払方法	

戻る
ご注文完了ページへ ➡

「ご注文完了ページへ」ボタンは1度だけクリックしてください。

前のページへ戻る場合、必ずこちらの「戻る」ボタンからお戻りください。